

1. 加算一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算の種類 | 加　算　の　内　容 | 加算額 |
| 初期加算 | 利用者が新規に入所及び、３０日以上の入院後、再び入所した場合、３０日の加算。 | １日につき  ３０円 |
| 日常生活  継続支援加算 | ・新規入所者の総数のうち、要介護４もしくは５の者の占める割合が７０％以上、又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が６５％以上であること。  ・たんの吸引等が必要な者の占める割合が入所者の１５％以上であること。  ・介護福祉士を入所者の数が６又はその端数を増すごとに、１名以上配置していること。 | １日につき  ４６円 |
| 看護体制加算（Ⅰ） | 常勤の看護師を１名以上配置していること。 | １日につき  ４円 |
| 看護体制加算（Ⅱ） | ・看護職員を入所者の数が２５又はその端数を増すごとに１名以上配置していること。  ・看護職員の２４時間の連携体制が確保してあること。 | １日につき  ８円 |
| 夜勤職員配置加算（Ⅳ） | ・夜勤職員の数が基準を１人以上上回っていること。  ・夜勤時間帯を通じて痰吸引等の実施ができる介護職員を１人以上配置していること。 | １日につき  ２１円 |
| 個別機能  訓練加算 | 常勤専従の機能訓練指導員を必要数配置し、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を行っている場合。 | １日につき  １２円 |
| 栄養マネジ  メント加算 | 必要な体制が整備され、栄養ケアマネジメントを行った場合。 | １日につき  １４円 |
| 療養食加算 | 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。 | １食につき  ６円 |
| 褥瘡マネジメント加算 | 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合。 | １月につき  １０円  ※3月に1回を限度とする |
| 排せつ支援  加算 | 排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。 | １月につき  １００円 |
| 再入所時栄養連携加算 | 入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。 | １回につき  ４００円  ※１回を限度とする |
| 低栄養リスク  改善加算 | 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合。 | １月につき  ３００円  ※6月以内を限度と  する |
| 口腔衛生管理体制加算 | 口腔機能を維持するため、歯科医師等が月１回以上ケアに係る助言及び指導を行うこと。口腔ケア・マネジメント計画を作成すること。 | １月につき  ３０円 |
| 口腔衛生管理加算 | 口腔機能を維持するため、歯科衛生士が月２回以上口腔ケアを行った場合。 | １月につき  ９０円 |
| 若年性認知症  入所者受入加算 | 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていること。 | １日につき  １２０円 |
| 認知症行動  心理症状緊急対応加算 | 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合。 | １日につき  ２００円  ※入所日から７日を限度とする |
| 退所前訪問　相談援助加算 | 入所期間が１月を超えると見込まれる利用者の退所に先立ってその居宅を訪問し、退所後のサービスについて相談援助を行った場合。（退所後に他の施設等（病院、診療所および介護保険施設を除く。以下同じ）に入所する場合に、当該施設等を訪問し連絡調整、情報提供等を行ったときも同様に算定） | １回につき  ４６０円  ※１回を限度とする |
| 退所後訪問  相談援助加算 | 退所後３０日以内にその居宅を訪問し、相談援助を行った場合。  （退所後に他の施設等（病院、診療所および介護保険施設を除く。  以下同じ）に入所する場合に、当該施設等を訪問し連絡調整、情報  提供等を行ったときも同様に算定） | １回につき  ４６０円  ※１回を限度とする |
| 退所時相談  援助加算 | 入所期間が１月を超える利用者が退所後居宅サービスを利用する場合に、退所後のサービスについて退所前に相談援助を行い、かつ退所日から２週間以内に市町村および在宅介護支援センターに対し必要な情報を提供した場合。  （退所後に他の施設等へ入所する場合に、当該施設等へ必要な情報を提供したときも同様に） | １回につき  ４００円  ※１回を限度とする |
| 退所前連携加算 | 入所期間が１月を超える利用者が退所後居宅サービスを利用する場合に、利用者が希望する居宅介護支援事業者に対し必要な情報を提供し、かつ当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。 | １回につき  ５００円  ※１回を限度とする |
| 看取り介護加算（Ⅰ） | 看取り介護の体制が出来ている中、当施設で亡くなられた場合。  ①　死亡日以前４日以上３０日以下   1. 死亡日の前日及び前々日 2. 死亡日 | ①　１日につき  １４４円   1. １日につき   ６８０円   1. １，２８０円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 介護職員の賃金の改善等を実施する場合に算定する加算。 | １月につき  基本サービス費と加算合計の  ８．３％ |

※上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額（食費及び居住費を除く）であり、これが改定された場合は、上記の利用料も自動的に改定されます。また、居住費及び食費についても改定することがあります。なお、その場合は、新しい利用料を書面でお知らせします。

1. 居住費及び食費

|  |  |
| --- | --- |
| 居住費 | １日につき　　　１，９７０円 |
| 食費 | １日につき　　　１，３８０円 |

　　※負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額とします。

1. その他の費用（お小遣い用通帳からのお支払いとなります）

|  |  |
| --- | --- |
| 理美容代 | 理美容サービスを提供した場合は、それに要した実費をご負担いただきます。 |
| 医療費薬剤費 | 受診した場合の医療費及び薬剤費は、別途医療機関及び調剤薬局から請求があります。治療材料費は直接購入先より請求の場合もあります。 |
| 日常生活において  通常必要とする費用 | 写真代及び喫茶代、外食等に係る費用、クリーニング代（外注）など実費。 |
| 健康管理費 | インフルエンザ予防接種等に係る費用を実費。 |

1. ①及び②の利用料金は、１か月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法により

お支払い願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 口座引き落とし | サービス利用月の翌月末日に、指定された口座より引き落とします。 |
| 銀行振込 | サービス利用月の翌月末日までに、下記の口座にお振り込み願います。  三条信用金庫　本店　普通口座　８４６５６２７ |